

神奈川労働局発表
平成22年6月14日

担 当	神奈川労働局 労働基準部労災補償課
	課長 山本徳太郎 主任労災監察官 津田 厚子 電話 045-211-7355

- \* 労災請求件数・・・過労死事案は減少、精神事案は増加
- \* 支給決定件数（職種別）・・・過労死事案は管理的職業、精神事案は専門的・技術的職業が最多

平成21年度の神奈川労働局における「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況」及び「精神障害等の労災補償状況」について。

<p>1 「過労死」等事案の労災補償状況（別添資料1 1、2、3、4のとおり。）</p> <p>(1) 請求件数は72件であり、前年度に比べ10件の減少。</p> <p>(2) 支給決定件数は30件であり、前年度に比べ2件の減少。</p> <p>(3) 業種別の支給決定件数は「卸売・小売業」が最も多く、次いで「運輸業」が多い。</p> <p>(4) 職種別の支給決定件数は「管理的職業従事者」が最も多く、次いで「運輸・通信従事者」等が多い。</p> <p>(5) 年齢別の支給決定件数は、30～39歳及び40～49歳が多い。</p>
---

<p>2 精神障害等の労災補償状況（別添資料2 1、2、3、4のとおり。）</p> <p>(1) 請求件数は94件であり、前年度に比べ18件の増加。</p> <p>(2) 支給決定件数は15件であり、前年度に比べ3件の減少。</p> <p>(3) 業種別の支給決定件数は、「製造業」と「卸売・小売業」が多い。</p> <p>(4) 職種別の支給決定件数は「専門的・技術的職業」が最も多い。</p> <p>(5) 年齢別の支給決定件数は、30～39歳が最も多い。</p>
--